

平成22年9月27日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年9月10日から平成22年9月16日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/09/27)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年9月10日～9月16日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	2	0	0	0	2
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	31	68	2	0	0	101
職業安定局	167	61	24	0	0	252
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	2	0	0	0	4
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合計	201	133	26	0	0	360

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	66
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	175
法令遵守違反に関するもの	0
その他	119

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	紛争調整委員会による「あっせん」での合意の効力は、民法の和解契約の効力となっており、強制力があるものとする。国の機関である労働局があっせんを行っているが、裁判所のように、和解契約内容の強制執行ができないというのはおかしい。		個別労働紛争解決制度(あっせんの制度)の趣旨、民法上の和解契約の意味、裁判所における強制執行手続等を説明し、ご理解を求めました。
2	個別労働紛争解決制度のあっせん申請書を持参したが、事業場が県外であり、管轄外であったため、管轄の労働局へ直接郵送で申請するよう指示された。近くの総合労働相談コーナーで受理し、移送できないのか。		個別労働紛争解決制度について説明し、ご理解を得ました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	31件	68件	2件	0件	0件	101件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	12件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	35件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	54件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働基準関係法令の罰則を厳しくし、長時間労働の抑止力とすべきだ。		貴重なご意見として承った上で、現状でも労働基準法違反については、労働者の方からの申告や把握した情報などに基づいて適正に監督指導していること、また、重大悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正に対応していることについてご説明いたしました。
2	監督署が調べに来るのはかまわないが、臨検監督といって突然来るのは、会社の都合もあり、とても困る。		臨検監督については、法定労働条件の履行確保の観点から、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があり、事前の連絡は行っていないことを説明し、ご理解を求めました。
3	零細企業は経営状況が苦しく、どうしても低賃金・長時間労働にならざるを得ない。 事業場規模に応じて労働基準法を適用するよう改正すべきである。		労働基準法は、労働条件の最低基準を定めるものであるから、原則として事業場の規模に関わらず適用となるものであることなどを説明し、ご理解を求めました。
4	未払賃金について監督署が行政指導しても支払わない場合には、事業主の財産を監督署が差し押さえ、労働者に賃金を支払う制度を導入すべきではないか。		賃金の適正な支払方法等労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、刑罰法規である労働基準法を適正かつ厳正に執行することが監督署の重要な役割であることなどを説明し、ご理解を求めました。
5	年次有給休暇を請求しても上司に認めてもらえず困っているが、監督署に相談して調査してもらおうと、私が情報提供者であることが会社側に分かってしまうおそれがあるので相談出来ない。		通報者を匿名として調査を行うことが可能であること、管轄の監督署にご相談いただければ対応させていただくことなどについてご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	健康管理手帳に基づく健康診断において、X線撮影を省略して、初めからCT検査を実施できるようにしてほしい。		CT検査の放射線被ばく量がX線撮影と比較して高いことなどから、健康管理手帳制度に基づく健康診断は、胸部X線撮影において胸部に異常な陰影があり、医師が必要と認める場合において、CT検査を実施することとしていることを説明し、ご理解を求めました。
7	10月から引き上げられる最低賃金について、現状の経営状態から判断すると雇用を縮小することも検討せざるを得ない。 地域経済に与える影響をもっと考慮して欲しかった。		最低賃金の制度概要や決定手続などについて説明を行い、ご理解を求めました。
8	労災年金のスライド率の改定による変更決定通知書が届いたが労災年金の支給額が減っている。減った理由について教えて欲しい。		労災年金の支給額については、毎年、毎月勤労統計調査の結果に基づく賃金水準の変動に応じた年金スライド率により、変更決定していることなどについて説明し、ご理解を求めました。
9	労災年金変更決定通知書が届いたが、変更された労災年金の支給額のみが記載されているが、具体的に毎回の振込額がいくらになるかわかりやすく明記されていないのは不親切である。		平成22年10月支払期分から各支払期における給付額については、「労災年金等振込通知書」で通知する予定であることなどを説明し、ご理解を求めました。
10	石綿ばく露作業による労災認定等事業場名の公表は、企業のイメージダウンとなるのでやめてもらいたい。		石綿ばく露作業による労災認定等事業場名を公表している趣旨などを説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 小野 聡(内線5655) (直通:03-3502-5352)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	167 件	61 件	24 件	0 件	0 件	252 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	52 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	137 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	63 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	ハローワークインターネットサービスの更改により、操作がしにくくなった。元に戻してほしい。		新たな操作方法についてご案内するとともに、今回のハローワークインターネットサービスの更改により、処理件数の増加、視認性の向上、快適な動作環境の提供が可能になった旨ご説明しました。併せて、今回の変更は、利用者の声やアクセス件数を分析した上で、安全、安定的なサイト運営とユニバーサルデザインを実現する観点から行ったものである旨ご説明し理解を求めました。
8	労働者派遣法に係る専門26業務について、派遣元事業主及び派遣先から専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務付けられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークにエレベーターが設置されていないため、ベビーカーを使用している者にとっては不便である。		当該ハローワーク庁舎(築40年)は、平成24年中に新庁舎に建て替えを予定しており、新庁舎にはエレベーターを設置する予定である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	2件	0件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	男女雇用機会均等法において妊娠を理由とする不利益取扱いが禁止されているといっても、まだまだ事業主等世の中の意識も低く、罰則もないのでは、何の効果もない。		均等法の趣旨・内容を説明し、貴重なご意見として承りました。
2	女性は妊娠、出産に伴い母性の保護が必要であるが、母体には大変な負担がかかるものである。働く女性に対しては、産休等の期間をできるだけ長く、最低でも2年とするなど、思いやりのある制度になるよう改正してほしい。		現在の制度について説明するとともに、貴重なご意見として承りました。
3	厚生労働省作成の「育児・介護休業等に関する規定例」において、パパ・ママ育休プラスの取得対象外となる場合が規定されていない。法律を調べなくても規定例をみただけで誰でも理解できるように、法律の内容を全て盛り込んだ規定例を作成すべきである。		あくまで「規定例」として、最低限のものを示したものであること、規定例に記載のないことについては、法委任規定で担保していることを説明し、ご意見として承りました。
4	労働局の雇用均等室にも、ポルトガル語の通訳を配置すべきである。		ご要望として承りました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年9月10日～9月16日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	自分が通院している病院の隣に調剤薬局があるが、病院との境にフェンスがあるため、わざわざ大回りをして薬をもらいに行かなければならない。健康な人なら気にならないかもしれないが、病人や年寄りにはそれが負担になっており、みんな何とかならないのかと言っている。病院や薬局に聞くと行政の指導だと言うことだが、患者の利便性を第一に考えてほしい。フェンスを撤去できるように規則改正を要望する。		「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(第2条の3)」に基づき行われている保険薬局の保険医療機関からの独立性に関する取扱いについてご説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。